

# 業務委託契約書（案）

発注者 原村長 牛山 貴広（以下「甲」という。）と受注者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、以下の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、第2条の業務（以下「本件業務」という。）を乙に依頼し、乙はこれを受託するものとする。乙は、この契約条項のほか、甲の定める財務規則、その他関係法則を遵守し、甲の指示に従って本件業務を誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に依頼する業務は次の通りとする。

- （1）業務名：勤怠管理システム導入
  - （2）業務の場所：原村役場庁舎、その他職員の勤務する施設8箇所
- 本業務の委託内容については、別紙1のとおりとする。

（委託期間）

第3条 前第2条に規定する業務を委託する期間は次の通りとする。

- （1）契約締結日から令和6年9月30日まで

（委託料）

第4条 委託料は金○○○○円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金○○○○円とする。）

なお、取引に係わる消費税及び地方消費税の額は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、支払い時において施行されている税法によるものとする。

2 乙は、前項に規定する委託料を甲の検査完了後すみやかに請求し、甲は請求書受領の日から30日以内に乙の指定する金融機関の口座に払い込むものとする。

（入出力資料の受け渡し場所）

第5条 入出力資料の受け渡しは、甲の本件業務主管課所を原則とする。ただし、受け渡し物の量の多少又は納期等を勘案し、事前に甲乙協議のうえ郵送・託送等によることもできるものとする。

（成果物の納入期日及び納入）

第6条 成果物の納入期日は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

2 乙は、その責に帰すことができない理由により履行期限までに本件業務を完了できないことが明らかになったときは、遅滞なく理由を付して甲に申し出て、履行期限の延長を求めることができるものとする。

3 乙の成果物の納入に当たっては、納品書及び受領書によって、甲への納入及び甲の受領を確認するものとする。

（検査）

第7条 乙は、本件業務の成果物の納入に際し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、検査の結果、成果物に疑義があるときは、これを乙に連絡し、甲乙協議のうえ遅滞なく修正等の必要な措置をとるものとする。

（契約不適合責任）

第8条 引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合していないこと（以下「契約内容不適合」という。）が発見された場合において、甲がそのことを知った時から1年以内にその旨を乙に通知したときは、甲は、乙に対し、次の各号のいずれかの方法により契約内容不適合責任を追及することができるものとする。この場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないことを理由として、甲が請求した方法と異なる方法により利用を追完することはできない。なお、各号のいずれの場合も、工事目的物が契約内容不適合により甲に損害が生じているときは、甲は、乙に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

- (1) 相当の期間を定めて、修補を請求すること。
- (2) 相当の期間を定めて、代替品の納入を請求すること。
- (3) 相当の期間を定めて、不足分の引渡請求をすること。
- (4) 契約内容不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求すること。(代金を受領済の場合は、返金すること。)
- (5) 本契約の全部又は一部を解除すること。(下請法の適用対象となる場合の返品を伴う解除は乙の委託業務完成日から6ヶ月以内に限る。)

2 契約内容不適合が、乙の故意又は重大な過失に基づいて生じているときは、甲は、契約内容不適合を知った日から1年以内に契約内容に適合しないことを乙に通知しないときでも契約内容不適合責任を追及することができる。

3 本契約が下請法の適用対象となる場合には、契約内容不適合責任を追及できる期間は乙の委託業務完成日から1年とする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、契約金額の100分の10としてその納入は免除する。なお、この契約を履行できなかったときは、契約保証金に相当する金額を、違約金として納入するものとする。

(調査及び指示監督)

第10条 甲は、本契約の履行の状況について、その状況の調査の必要のあるときは、乙に対して適宜その状況を報告させ、又は資料の提出を求めることができるものとする。また、併せて履行方法等を指示し、あるいは監督することができるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本契約の実施に伴って直接又は間接に知り得た相手方の業務の内容あるいは関係資料等の一切を、如何なる理由があっても、第三者に漏洩し、又は開示する等の行為をしてはならない。ただし、相手方の文書による了解があったときはこの限りでない。

2 乙は、本契約を履行するために用いた入出力資料及び記録媒体等について、第三者のために複製し、閲覧させ、又は貸し出す等一切の漏洩行為をしてはならない。

3 前第1項及び第2項については、本契約満了後及び解約後も同様とする。

(データ保護と管理運営)

第13条 乙は、本件業務の適正かつ円滑な履行を計るための機械処理・保管・移送時等におけるデータ保護に関し、施設・設備・要員等の管理に必要な措置を講ずると共に善良なる管理者としての注意義務をもって維持管理に当たるものとする。

(記録データの所有権)

第14条 本件業務の処理に関して入力された記録データ(書誌データを除く)の所有権は甲に帰属するものとし、甲が必要により要求したときは、乙はこれを速やかに引き渡すものとする。ただし、記録媒体に係る費用、編集費用及びプログラム作成費用等引き渡しに必要な乙の費用で、本契約委託料に含まれていない費用の負担については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

(プログラム等の著作権)

第15条 本件業務にて使用するプログラム及びそれにかかるドキュメント等(以下「プログラム等」という)の著作物について、乙が従前から有していたプログラム等の著作権及び乙が本件業務遂行において新たに作成したプログラム等の著作権は、乙に留保されるものとする。

(主任担当者)

第16条 甲及び乙は、本件業務を円滑に遂行するため、それぞれ本件業務の主任担当者1名及び必要な作業推進体制を定め、互いに書面をもって相手方に通知する。この変更を行った場合も同様とする。

2 甲及び乙は、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他相手方との連絡、確認等について、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(事故発生等の報告)

第17条 乙は、乙又は甲の責により本件業務の遂行に支障をおよぼす事由を発見したとき、または甲の定める委託業務実施方法に疑義のある場合、並びに約締結後関連事情に変化があり本件業

務を遂行することが困難になった場合は、直ちに甲に報告し、対応を協議し、必要な指示を受けて、業務の円滑なる遂行を図るものとする。

(契約の変更等)

第 18 条 乙が本件業務の遂行を開始した後に、甲の事情により本件業務の一部又は全部を変更あるいは改修するときは、甲はその事項を乙に対して文書により通知し、甲乙協議のうえ契約内容の変更等必要な措置を講ずるものとする。

2 第 17 条又は前項において、委託業務の内容の変更又は委託料の増減を生ずる場合は、甲乙協議のうえ変更契約を締結する等必要な措置を講ずるものとする。

3 本条の措置に関して、本件業務のうち既に乙が履行した部分がある場合は、甲乙協議のうえ甲は当該部分の委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 19 条 甲及び乙は、自己のやむをえざる事情により本契約を解除したい場合は、解除したい日の満 90 日前までに相手方に申し出て、協議のうえ本契約を解除できるものとする。

(協議による解除)

第 20 条 次に掲げる事項に該当する場合には、甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。

(1) 甲もしくは乙がこの契約に違反した時。

(2) 甲もしくは乙の事由により本契約の継続が困難又は不相当と認められたとき。

(3) 乙(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) この契約の履行について乙又は代理人その他の使用人に不正があったとき。

(5) 乙が破産宣告を受けたとき。

(6) 乙が解約を申し出たとき。

2 前項により本契約を解除する場合で本件業務に既に履行済みの部分がある場合は、甲は当該履行部分の検査を行い、相当と認める委託料を支払い、その引き渡しを受けることができるものとする。

(資料等の返還)

第 21 条 第 19 条及び第 20 条の定めにより本契約が解除になった場合は、甲乙双方ともに本件業務の履行に用いた相手方に帰属する全ての資料等を、速やかに双方相手方に返還するものとする。

(損害賠償)

第 22 条 甲は、本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由による直接の結果として甲及び甲の直接関係者が現実に被った損害について、賠償請求をすることができる。ただし、その損害に甲の責に帰すべき事由がある場合は、その賠償を甲乙協議する。

(円満解決)

第 23 条 本契約の履行に際して生じた疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙双方共に誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

2 解決事項については、必要により別に協議書を取り交わすものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

長野県諏訪郡原村6549番地1

原村

原村長 牛山 貴広

乙

(住所) 〇〇〇〇

(団体名) 〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇〇〇